## ファイアウォール規制の見直しについて

同一金融グループ内の銀行と証券会社間において、顧客からの同意 のない非公開情報の共有を禁止するファイアウォール規制緩和が一段と 進む可能性がある。

本年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成の課題の一つとして、銀証ファイアウォール規制(以下、FW規制)の見直しがあげられている。この目的は、顧客ニーズに合った商品・サービスを提供しやすくするなど金融機能の強化に向けた取組を推進する観点から、外務員の二重登録禁止規制等に関するFW規制の在り方や必要とされる対応につき検討を行うこととされ、9月からの金融審議会市場ワーキンググループで再び検討されている。規制緩和の対象顧客となるのは、今回は個人や非上場企業となる可能性がある。

本規制は、同一金融グループ内において、銀行業・証券業を営むことが可能となった際(1993年)に、銀行の優越的地位を濫用した営業の禁止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保するために導入されたが、2009年に役職員の兼職規制が撤廃され、2021年6月から外国法人顧客が情報授受規制から除外され、2022年6月には上場企業等については、オプトアウト方式で顧客の非公開情報の共有規制が緩和されている。

また、上場会社等を対象としたFW規制が緩和されるに伴い、監督指針により次の弊害防止措置が強化された。

- ◆顧客等に関する情報管理:顧客等に関する情報へのアクセスおよび その利用は、業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきと いう「Need to Know原則」が明記、銀行の役職員に対しても、イン サイダー取引防止の為の法人関係情報に基づく有価証券の自己売 買の禁止が課される。
- ◆ 利益相反管理:利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化する必要がある。例えば、M&Aにおける買い手・売り手のアドバイザー業務について、同一グループ内の銀行と証券会社が其々行う場合な

どが示された。

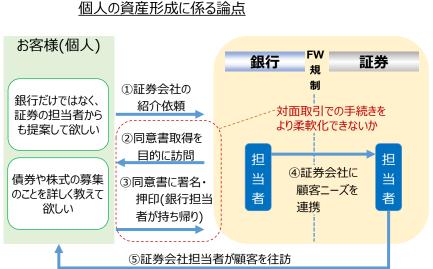
◆ 優越的地位の濫用防止:事例として、有価証券の引受等において、 自社を利用し又は自社のシェアを増加させなければ、今後の銀行に よる融資取引に影響がある旨に言及するなど、役職員が顧客に対し て不利益な取扱いの可能性を示唆して自社との取引を要請する場合などが示された。

なお、FW規制に係る顧客情報管理に関する最近の処分事例としては以下の2例がある。

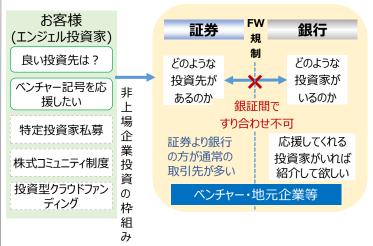
- ●金融庁による行政処分事例(2022年10月7日):複数の法人顧客にかかる非公開情報について、当該顧客の意向に反して、証券会社が同一金融グループ内の銀行から受領し、社内で共有。当該行為は証券会社役職員が、案件獲得という利益を優先したものであり、証券会社執行役員自らが非公開情報の受領や情報共有に関与している状況も認められた。〔SNBC日興証券、三井住友ファイナンシャルグループ〕
- ●日本証券業協会による処分事例(2022年10月19日):証券会社の社債の引受業務所管部署は、顧客(累計401社)の非公開情報(投資家名・社債の引受けの際の当社での取引金額・需要金額)を掲載した提案書等(累計499件)を社債発行先(累計195社)に提供し、起債提案を行っていたもの〔三菱UFJモルガン・スタンレー証券〕

一方、全国銀行協会は金融審議会において、FW規制に関する論点として、①金融グループとして、スタートアップの成長ステージに応じた多様な金融ニーズや経営課題・財務課題に応えるため②事業再構築・再生を目指すお客さまの難易度の高い金融ニーズや経営課題・財務課題に金融グループー体で解決策を提案するため③経済成長の成果の家計への還元を促し、家計の安定的な資産形成を実現していくため④ベンチャー企業や地元企業と証券会社のエンジェル投資家とをマッチングするため⑤兼職者が、証券会社社員として証券外務員登録を行った場合、銀行の登録金融機関業務であるヘッジニーズに対応するデリバティブ取引等の勧誘・販売等が不可となる点などを示している。

## 銀証ファイアーウォール規制に係る具体的な論点例



## エンジェル投資家に関する論点



※金融審議会における全銀協の資料より作成

